

## [公益4] 大学連携、产学連携による教育支援等の振興及び推進

### 4-1 電子著作物相互利用の推進

#### <事業計画>

大学又は教員が作成した教育コンテンツの相互利用を推進・普及するため、本協会が運営する電子著作物相互利用システムへの参加呼びかけを継続する。また、教育の情報化の推進に関する著作権法の改正に伴う補償金の徴収・分配の仕組みなどについて注視し、必要に応じて文化庁、関係機関に説明を要請するとともに意見を発信する。

#### <事業の実施結果>

「電子著作物相互利用委員会」を継続設置し、授業目的公衆送信補償金制度の分配に関する課題について検討し、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)への課題提起の内容を整理した。また、電子著作物相互利用事業の2021年度末での終了を確認した。

#### 電子著作物相互利用事業委員会

2021年(令和3年)6月22日、2022年(令和4年)3月18日に平均6名が出席して2回開催し、授業目的公衆送信補償金制度について、分配の仕組みに対する考え方の問題及び分配の仕組みを改善していくための課題について整理した。また、教育コンテンツの相互利用システムを3月末に終了することを確認した。

##### (1) 授業目的公衆送信補償金制度の分配に関する課題について

補償金を徴収する仕組みは、文化庁長官の指定管理団体(授業目的公衆送信補償金管理協会:SARTRAS)でガイドラインを整理して、2021年度より本格実施されているが、徴収した補償金が個人を対象とした大学教員などへ適切に分配される仕組みが確立されていない。現状では、一部の大学にサンプル調査を行い、そのデータを基に分野ごとの著作権管理事業団体に分配業務を委託している。分配受託団体は、新聞、論文、文芸、脚本、写真、美術、出版、音楽、映像となっており、大学をはじめとする教育機関の団体が最初から抜けている。分野を網羅する団体がない場合は、SARTRASが設立支援を行うとして、大学教員への窓口となる団体が2022年度予定されている。その上で、団体で権利者が分かる場合、又は権利者から申告があった場合に個別に分配するとしているが、一人ひとりの権利者へ公平に分配される仕組みとなっておらず、教員個人への分配が漏れることなどが危惧されている。

著作権法が求める趣旨は、著作権者の権利を保護し、社会的な不利益を被らないようにすることで、質の高い著作物を持続的に提供できるようにするとしており、法の趣旨に即した仕組みづくりに向けて、年次的に課題解決の行動計画を策定し、実現できるよう、下記のように課題提起を整理し、2022年度に関係機関に意見を発信することにした。

#### 授業目的公衆送信補償金制度の分配に関する課題提起案

##### 1. 分配の仕組みに対する考え方の問題

- ① 著作権法が求める趣旨は、文化・社会経済の発展を図るために、著作権者の権利を保護し、社会的な不利益を被らないようにすることで、質の高い著作物を持続的に提供できるようにすることにある。
- ② それには、著作権を主張する人・組織などから、権利者としての登録を一元管理できるようにしておくことが前提となる。
- ③ その上で、著作物を利用する組織などから、利用情報の中で著作権者をできるだけ報告させることを義務付ける必要がある。
- ④ 著作権者に分配される額の多寡に関わらず、著作権の対象となる全ての権利者

に分配される仕組みを確立して、透明性が確保されることを前提として考えている。

⑤ 特に学校関係者、例えば、大学教員で公衆送信目的授業利用の対象となる教員個人への分配については、現状での仕組みから漏れてしまう恐れが危惧される。

⑥ このような著作権の対象となる全ての権利者を可能な限り把握し、手当していくことが改正著作権法の究極の目的であると言える。

## 2. 分配の仕組みを改善していくための課題

① 受託団体ができる限り個別の権利者に分配するとしているが、その団体に大学をはじめとする教育機関の団体が抜けており、大学教員への分配の窓口となる団体が 2022 年度に予定されている。受託団体の設立確認が急がれる。

② 著作物利用情報の収集は、著作権の対象となる全ての権利者を対象とするため、サンプル調査で対象校に限定することなく、全ての利用者組織に義務付ける必要がある。その際、権利者については、利用者側で探索し、明らかにしておくことが前提とならざるを得ない。

③ 著作権者の一元管理を的確に行うには、例えば、複数のコンピュータでデータを共有するブロックチェーン（分散型台帳）技術を用いたシステムなどを導入して管理する必要がある。

④ 分配は、これまでのところ分配業務受託団体に一任されており、権利者が不明な場合には、分配金相当額を共通目的基金に繰り入れて最大 10 年間検索しているが、どのような方法で検索するのか団体任せになっており、統一性がないので、ガイドラインを作る必要がある。

⑤ メタバースなど新しい著作物の利用形態は、今後無限に拡大されることを考えると、分配団体での分配に限界があるのではないか。将来は、分配団体ではなく、ネット上で AI を活用したデータベースにより対応することを計画していく必要があることを検討すべきではないか。

⑥ いわゆるオーバーライド問題は、個別契約をしている権利者が大学からの契約使用料と補償金の両方を受け取ることで二重徴収になる可能性が残されていることから、ガイドラインを提示すべきである。

### (2) 電子著作物相互利用事業の終了について

2018 年 5 月に著作権法の一部が改正され、授業目的公衆送信補償金制度が 2021 年度より本格実施し、本協会が実施してきた「教育コンテンツ相互利用システム」は所期の目的を達成したことから、2021 年度をもって終了することにした。

利用者及び本協会 Web にて、令和 4 年 2 月 14 日付の下記文書で案内を行い、2022 年 4 月 1 日に Web 上からシステムを削除した。

公社私情協発第 117 号  
令和 4 年 2 月 14 日

会員代表者 殿

公益社団法人 私立大学情報教育協会  
会長 向 殿 政 男

電子著作物相互利用事業の教育コンテンツ相互利用システム終了について

平素は、本協会の事業にご理解をいただき感謝申し上げます。

本協会では、教育水準の向上、教育コンテンツの相互利用に伴う著作権管理の簡便化を実現するため、大学の教職員が作成した授業の教材、資料や授業事例のレジュメをインターネットで、閲覧、複製、公衆送信による利用を無料で支援する事業として、「教育コンテンツ相互利用システム」を2004年度から17年間実施してきました。

この間、本協会では教育の情報化を抜本的に推進するため、eラーニングなど教育用コンテンツの利用環境の改善を目指して、教育利用による著作権法改正に向けた行動を開展しました。その後、ご承知の通り、教育関係の各団体と文化庁との折衝により、2018年5月に著作権法の一部が改正され、公衆送信を用いた授業において他者の著作物を著作者の許諾を得ずに授業目的公衆送信補償金を支払うことを利用できるようになり、2021年度より本格実施されました。

このような経緯を踏まえ、本協会が実施してきた「教育コンテンツ相互利用システム」は所期の目的を達成しましたので、2021年度をもって終了することにしました。なお、終了に伴うコンテンツ及び権利者・利用者情報は、本協会で責任をもってデータ消去いたしますのでご了承ください。長きにわたり多数の教職員の皆様にご利用いただき、誠にありがとうございました。

## 記

### 1. 終了対象

教育コンテンツ相互利用システム <https://sougo.juce.jp>

### 2. 終了日時

令和4年3月31日 24時